

令和3年1月21日

関係各位

名古屋税関

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、税関行政の円滑な運営に当たり、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年発生しました新型コロナウイルス感染症は、一日の感染者数が増加するなど、依然として厳しい状況にあります。

名古屋税関においては、職員の健康管理はもとより、税関業務に支障をきたさない範囲で、在庁職員数を減らして対応するなど業務処理体制を見直す等により、更なる感染拡大防止に取り組んでおります。

税関手続きを行う皆様には、来訪の頻度削減や電話及び電子メールを活用いただくなどの、接触機会の低減にご協力をいただいているところです。

今般の政府の緊急事態宣言を受け、特に宣言下に所在する官署を利用する皆様におかれては、感染拡大の防止を徹底する観点から、NACCSによる電子申請や資料の提出、電話及び電子メールの活用等を通じて、人と人との接触が生じないように、引き続き一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、業務処理に関するお問い合わせにつきましては、これまでと同様の窓口へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

名古屋税関といたしましては、引き続き、迅速・適正な業務処理に努めてまいりますので、上記の取組みについて、何卒ご理解の上ご協力をお願い申し上げます。

〔問い合わせ先〕

名古屋税関

総務部総務課総務第1係

電話 052-654-4010